

令和8年度和歌山県介護テクノロジー定着支援事業補助金 申請の手引き

目次

- 1 はじめに
- 2 事業の流れ（予定）
- 3 補助対象等について
- 4 申請について
- 5 注意事項
- 6 調整について

1 はじめに

和歌山県では、介護従事者の離職防止を図るため、業務の負担軽減や効率化に繋がる介護テクノロジーの導入を行う事業所に対して、導入に要する費用の一部を補助する事業を実施します。

2 事業の流れ（予定）

- ：申請者 ◇：和歌山県
- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ● 6月29日～7月31日 | 交付申請書提出 |
| ◇ 9月下旬～10月上旬頃 | 県から交付決定 |
| ● 交付決定後～令和9年1月31日 | 事業実施 |
| ● 補助事業完了後30日経過した日
or 2月10日のいずれか早い日 | 実績報告書提出 |
| ◇ 2月下旬頃 | 額の確定 |
| ● 3月上旬頃 | 補助金の請求 |
| ◇ 3月下旬 | 補助金支払 |

※県からの交付決定通知日後に契約（発注）を行ってください。
※R9.1.31までに事業を完了（納品・支払等）してください。

このほか、補助を受けた翌年度から3年間、導入効果の報告が必要です。

3 補助対象等について

(1) 対象者

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(2) 補助率

補助対象経費の **5分の4**（R8年度～）

(3) 補助対象機器、上限額

介護テクノロジー等の導入支援

- ①・福祉用具情報システム（TAIS）で「介護テクノロジー」として選定された機器等
 （TAISのURL）<https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>
 ・これと機能等が同水準と和歌山県知事が判断した機器等

【上限額】 ※導入に付帯して必要となる経費（Wi-Fi、タブレット等）も補助対象

移動支援 排泄支援 入浴支援 見守り・コミュニケーション 介護業務支援（介護ソフト・インカム除く） 機能訓練支援 食事・栄養管理支援 認知症生活支援・認知症ケア支援	1 機器あたり 30 万円
移乗支援 入浴支援 介護業務支援（インカムのみ）	1 機器あたり 100 万円
介護業務支援（介護ソフトのみ）	1 事業所あたり 100 万円～250 万円 （契約方法や職員数に応じて変動）

- ②その他機器等（介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化等につながると和歌山県知事が判断した機器等）

【上限額】 ※導入に付帯して必要となる経費（Wi-Fi、タブレット等）は補助対象外

バックオフィスソフト	1 事業所あたり 100 万円～250 万円 （契約方法や職員数に応じて変動）
その他	1 機器あたり 100 万円

<介護ソフト・バックオフィスソフト上限額の詳細>

職員数	補助上限額(1事業所あたり)
1名～10名	100万円
11名～20名	150万円
21名～30名	200万円
31人～	250万円
職員数でソフトのライセンス数 数が変動しない	250万円

【介護ソフト導入の場合】

併せてWi-Fi、タブレット等を導入する場合、
15万円上乗せ（バックオフィスソフト導入の場合は、Wi-Fi、
 タブレット等は**補助対象外**）

【居宅サービス事業所・居宅介護支援事業所
 (介護予防含む)の場合】

令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」で5事業所
 以上とデータ連携する場合、**5万円上乗せ**

介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

介護業務支援分野の機器（若しくは同水準と和歌山県知事が判断した機器）等と、連動して効果を高める①の介護テクノロジー機器を併せて導入する場合

【上限額】 1事業所あたり 400 万円

※介護ソフト導入に伴いWi-Fi、タブレット等を導入する場合は 15 万円上乗せ

(例)・介護ソフト（「介護業務支援」機器）＋見守り機器

・介護ソフト（「介護業務支援」機器）＋インカム（「介護業務支援」機器）等

導入支援と一体的に行う業務改善支援

本事業の介護テクノロジー導入に際して、生産性向上に係る知識・経験を有する第三者から業務改善等を受ける費用の支援

【上限額】 1事業所あたり 48 万円

(例)・コンサルティング会社等による業務改善支援

・介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

(4) 補助要件

- ① LIFE による情報収集へ協力する
- ② 補助事業により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上等生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知する
- ③ 厚生労働省や和歌山県等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力する
- ④ 厚生労働省が発行する介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン等を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成する
- ⑤ 業務改善計画の作成にあたって、和歌山県介護生産性向上総合相談センターへ相談。
- ⑥ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★二つ星」のいずれかを宣言している
- ⑦ 【施設系サービス事業所の場合】利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置する
- ⑧ 【居宅介護支援・居宅サービス事業所の場合】令和 9 年 1 月 31 日までに「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始する
- ⑨ 和歌山県介護生産性向上総合相談センター主催のセミナーを受講する

介護生産性向上オンラインセミナー

【視聴期間】 令和 8 年 6 月 29 日～7 月 31 日

※以下 URL（和歌山県介護生産性向上総合相談センターHP）からご視聴ください。

URL: <https://wakayamakenshakyō.or.jp/~jinzai/?p=8541>

※補助金の申請には、**事業所毎の受講及びアンケートへの回答が必須です。**

4 申請について

(1) 申請期間

令和 8 年 6 月 29 日 (月) ~ 令和 8 年 7 月 31 日 (金)

(2) 申請書類等

- ①介護テクノロジー定着支援事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
- ②通帳の写し
- ③補助事業者が介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）又は老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に基づくサービスを提供していることがわかる書類
- ④介護テクノロジー定着計画書（別記第 2 号様式）
- ⑤SECURITY ACTION の自己宣言が完了していることがわかる書類
- ⑥<施設系サービス事業所の場合のみ>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）の設置が確認できる書類
- ⑦<居宅介護支援・居宅サービス事業所の場合のみ>令和 9 年 1 月 31 日までに「ケアプランデータ連携システム」の利用開始することを宣言した書類
- ⑧<「業務改善支援（上限 48 万円）」の補助を受ける場合のみ>支援内容の詳細がわかる資料
- ⑨<福祉用具情報システム (TAIS) に未掲載の機器のみ>導入する介護テクノロジーの概要がわかる資料
- ⑩<通信環境整備を行う場合のみ>通信環境整備に伴う工事の図面の写し
- ⑪介護テクノロジー定着支援事業補助金所要額調書（別記第 3 号様式）
- ⑫<介護ソフト又はバックオフィスソフトを導入し、職員数に応じ合計金額が変動する場合のみ>職員数がわかる書類
- ⑬見積書の写し
- ⑭収支予定額内訳書（別記第 4 号様式）
- ⑮役員名簿
- ⑯同意書
- ⑰<見積書が法人宛てではなく事業所宛て等の場合>誓約書
- ⑱業務改善計画及び補足資料

※様式や詳細は、県 HP をご確認ください。

【県 HP】 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00201773.html>

(3) 提出先、提出方法

- ①「業務改善計画及び補足資料」は、以下 URL により県介護生産性向上総合相談センターへ提出。 【提出先 URL】 <https://wakayamakenshakyo.or.jp/~jinzai/?p=8541>
- ②「その他の書類」は、以下 URL により県へ提出。
【提出先 URL】 <https://logoform.jp/form/WEVN/1639233>

5 注意事項

(1) 交付決定後に契約（発注）し、令和9年1月31日までに事業完了（納品・支払等）してください。補助対象外経費の例は以下のとおりです。

- ・ 交付決定前に事業着手した際に要する費用
- ・ 令和9年1月31日までに事業完了（納品・支払等）していないもの
- ・ 保守、サポート、セキュリティ対策等の当該年度の翌年度まで継続して発生する月額費用のうち、当該年度の翌年度以降相当分または令和9年1月31日までに支払いが完了しないもの

(2) 見積価格の妥当性の確認

複数の業者から見積書を取るなど、妥当性の確認をお願いします

また、見積書の内訳内容を明確に記載し、次のような不明瞭なものがないようにしてください。

- ・ ○○一式や諸費用等の詳細がわからないもの
- ・ 「○○は本体に含む」等の記載があるもの
- ・ 工事費や送料等、要するにも関わらず記載のないもの
- ・ 機器本体価格に付帯費用の価格を含めているもの
- ・ 機器の型番の記載がないもの
- ・ 複数のソフトで構成されたシステムで、構成要素となるソフトの詳細が不明なもの

6 調整について

申請額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において補助金交付を行うため、介護テクノロジーの補助額・補助台数の調整等を行います。申請すれば、必ず補助が受けられるということではありませんので、予め御了知ください。

<予算額超過の場合の選定基準>以下の順位付けで選定します。

- ①新規事業所の重点機器
- ②直近の補助実績が古い事業所の重点機器
- ③新規事業所の重点機器以外の機器
- ④直近の補助実績が古い事業所の重点機器以外の機器
- ⑤新規事業所の業務改善支援
- ⑥直近の補助実績が古い事業所の業務改善支援

※重点機器とは
「見守り機器・介護ソフト・インカム」に該当する機器です。

なお、同順位の事業所が複数ある場合は、以下の手順で選定します。

- ①・③・⑤の場合：抽選、 ②・④・⑥の場合：過去の補助累計額が低い順

※重点機器とその他機器を併せて申請した場合、重点機器のみ選定される場合もあります